

令和 8 年第 5 回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和 8 年 5 月 1 8 日（月） 開 会：1 4 時 0 0 分 閉 会：1 4 時 2 8 分

2 会議の場所

周南市岐山通 1 丁目 1 番地 周南市役所 5 階 委員会室 3

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	小 川 亮
教 育 部 次 長	有 福 美 紀
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	神 杉 朋 史
人 権 教 育 課 長	山 本 孝 二
学 校 教 育 課 長	西 村 隆 一
学 校 給 食 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	有 間 博 司
新南陽総合出張所次長	中 村 仁 紀
熊毛総合出張所次長	坂 本 和 也
鹿野総合出張所次長	坂 本 俊 彦

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	長 栄 真 理
教 育 政 策 課	田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第 6 号	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
3	報告第 7 号	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
4	議案第 7 号	令和 8 年度周南市一般会計補正予算要求について

7 委員会協議会

（１）周南市青少年育成センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱について・・・（生涯学習課）

※資料 当日配布

（２）共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

■ 教育長

ただ今から「令和8年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

はじめに、日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田委員と吉本委員をお願いいたします。

2	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	---------------------

■ 教育長

それでは、日程第2、報告第6号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題いたします。この件につきましては学校教育課から説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

説明に入ります前に、正誤表の説明をさせていただきます。

議案書の2ページに支援委員さんの一覧を載せております。遠石小学校、菊川小学校、富田中学校の所属の委員さんの備考欄で、再任になるのか新任になるのかということを記しておりますが、本来新任であるべきところに再任というように、記載に誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。

それでは1ページ、報告第7号、「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページをご覧ください。周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある幼児児童及び生徒の適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行っております。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので、報告をさせていただきます。委員の任期は、第4条により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。

周南市教育支援委員会規則第3条により、当委員会の委員は、公立幼稚園長会長、小学校長会長、中学校長会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の代表者、児童相談所職員、精神科・内科・小児科及び耳鼻咽喉科などの専門委員、学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認めたもので組織されることになっております。議案書にお示ししている皆様に委嘱をいたしました。各機関の代表者の選出や選任に時間を要し、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

■ 教育長

はい、ありがとうございます。

それではこの件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 吉本委員

このたび新しく指名された方が10名、再任が12名ということで、22名ということですが、この10名は前の方が辞められて新しくこの役につかれたという理解でよろしいでしょうか。

■ 学校教育課長

学校関係者で言いますと、勤務する学校が変わられたことによるもの、その学校に赴任された先生、あるいはその他の委員さんにおきましても、新しくそこに配置されたといった理由で、新任となっております。

■ 吉本委員

はい、わかりました。では総数は昨年と変わっていないということでよろしいですか。

■ 学校教育課長

昨年より1名ほど増えております。増えた方は、新任の中で番号が18番の田布施総合支援学校の校長先生で、このたび新たに委員として委嘱をいたしました。

これは、総合支援学校の方にも本市の中学校を卒業して高等部へ進学する生徒がいたり、あるいは小学校から中等部の方へ進学するお子さんもおられるということで、教育支援委員会の方でいろんな情報共有をいたします。

入学する子どもたちがどのようなお子さんであるのかというようなことをできれば知っておきたいというご希望がありまして、審議会の中に入れないかということで、周南総合支援学校と徳山総合支援学校にも入っていただいておりますから、田布施総合支援学校の方にも入っていただいた経緯がございます。

■ 教育長

よろしいですか。他はいかがでしょうか。

■ 松田委員

今の件ですが、委員の方をお願いする基本的な事項として、今のように実態があればメンバーに入っていただくという対応でいくならば、今後変更があるということでしょうか。

と申しますのも、教育委員会が特別支援学校への入校について決定する1つの機関ですから、そこを今回のように柔軟にとらえていくということになれば、ある意味、不特定になる可能性もあります。

要するに、その年度に対象者がおられれば、入って来られる可能性があるのでしょうか。

通常の学校ですと、学校の中で情報共有して、この場で専門家としてのご意見をいただくという流れですので、そのあたりはどのように考えておられるのか教えていただければと思います。

■ 学校教育課長

このたびに関しましては、田布施総合支援学校の校長先生より、強い希望での申し入れがありました。本市としまして、そちらの方へ進学する方が複数名いるということで、情報をきちんと知っていただいた方がいいのではないかという判断をいたしました。

今後のことについては、私としましてはどう判断すればよいかはっきりしておりませんが、田布施総合支援学校については周南市から通学する方がかなりいるということで入っていただきました。

■ 松田委員

今回のみの扱いではないということですね。複数関わる方であればなおさらのことですが、基本的な姿勢を持たれるのであれば、他の総合支援学校等の関連もあらためて見直していただく必要はあるのではないかなと思います。

情報はつかんでおられるとは思いますが、先ほど申しましたように、通常の学校はこの委員会が専門的な判断の場であるという認識だと思っておりますので、情報共有が必要だからこの会議に参加するというのは、少し疑問が残ります。

それはそれで、現場での対応としてやっていくことではないかと思います。委員会の委員さんはいろいろな懸案事項を全部審議されますよね。その審議の場に総合支援学校の校長先生に関わっていただくという判断ですね。報告ですので、これ以上のことは申しませんが、委員会のメンバーを決定するにあたっては、基本的な考えをきちんと出していただいて、複数に関わる場合はこのメンバーに入れるかどうか、また他の審議事項についての扱いをどうするかということも含めて、方針を出していただけたらと思います。

■ 教育長

学校教育課の方で検討をお願いします。他はよろしいですか。

■ 松田委員

別件になりますが、昨年度、その前も申し上げてきたように、ここで審議される対象のお子さんたちの人数が増えてきていると聞いています。

昨年度の学校教育課長からの説明でも、ここ3年急激に増えているということをお伺いしました。その実態を共有したり、特別支援教育というものの理解を深めるためにも、他の市ではホームページで5月1日の教育基本調査の結果の児童生徒数等を出しておられるんですね。その中に、特別支援学級に在籍する人数も公表されているところがあったり、通級指導教室に通っておられる子どもさんの実数が出ているところもありました。

なぜそのことを申し上げるかと言いますと、これだけ対象の児童生徒数が増えてきている中で、このような教育は大事だという意味でオープンにしていくことも必要ではないかと思うからです。

以前であれば、特別支援教育のお子さんの個人情報など、いろいろな意味での取扱い注意もありましたが、今ではオープンにしながら、通常学級との連携も進めていくので、どの程度の人数おられるのか、ホームページでの掲載が難しければ、こういう場で教えていただけるとよいと思います。また、各学校によって偏りがあるようにも感じています。これが幼稚園教育でも進んでいて、富田東幼稚園は本年度6名在籍だそうです。教育委員として訪問させていただいた時に、配慮が必要な子どもさんが多いと聞きまして、そのような中での全市をあげての再編、適正規模適正配置の面でも1つの視点になってくるのではないかと思います。そのようなわけで、情報提供をお願いできればと思います。

■ 教育長

それについては、また整理をしておいてください。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、報告第6号を承認いたします。

3	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

■ 教育長

続きまして、日程第3、報告第7号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。この件につきましては、中央図書館から説明をお願いいたします。

■ 中央図書館長

それでは、中央図書館からご説明いたします。3ページから4ページまでをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会 教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものです。

図書館協議会は、図書館法や本市の条例において、図書館運営に関する館長の諮問に応ずるとともに奉仕に対する意見を述べる機関として設置しているもので、委員の任命基準や定数・任期などもそちらに定めております。協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動をされている方、学識経験者、併せて市民参画の観点から一般公募も行っており、現在12名で構成しています。このたび、4月の人事異動に伴い、周南市小・中学校 両研修会の学校図書館部会の部長及び周南公立大学の図書館長が交代されたことから、任期途中ではございますが、図書館協議会委員の解嘱並びに委嘱を行いましたので、ご報告いたします。なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間、令和9年6月30日までとなっております。以上で、報告を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第7号を承認いたします。

■ 教育長

ここでお諮りいたします。

続いて、日程第4、議案第7号「令和8年度周南市一般会計補正予算要求について」につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議はこれを公開する。ただし、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。議案第7号の審議を秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(教育委員全員が挙手)

それでは、議案第7号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

4	令和8年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

■ 教育長

それでは、日程第4、議案第7号、「令和8年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

■ 学校給食課長

議案第7号、「令和8年度周南市一般会計補正予算要求について」の説明をいたします。議案書5ページをお願いいたします。提案理由は、教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものでございます。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管する予算のうち、学校給食課所管の歳入予算の財源補正と、歳出予算63万1千円の増額補正について、市長に意見を申し出るものでございます。議案書7ページをお願いします。

まず歳入でございます。国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、保健体育費補助金から、県支出金、県補助金、教育費県補助金、保健体育費補助金への財源の振り替えでございます。

小学校給食費の無償化にかかる、学校給食材料費の財源は、当初予算において、国庫支出金及び県支出金から、それぞれ2分の1としておりましたが、県の交付要綱により、国からの補助金を含め、全額県の支出金として支出されることとなりました。このため、国庫支出金で措置されている額をすべて県支出金に振り替えたものです。なお、このことによる市への交付額に変更はございません。

議案書8ページをお願いいたします。歳出でございます。

教育費、保健体育費、学校給食費、負担金補助及び交付金の小学校給食費相当額補助金63万1千円です。これは令和8年度からの小学校給食費の無償化に伴い、アレルギーその他疾患等により、学校給食を恒常的に喫食できず、弁当等を持参している児童の保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校給食を喫食する児童の保護者との公平性を確保するためのものです。具体的には、小学校1食当たりの給食費320円に、1年間の給食実施予定回数197回を乗じたものとし、対象となる児童数は10人を想定しています。以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは、この件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

■ 岡寺委員

歳入の方で、国の支出金が県の支出金に移動したのだと思いますが、その意図はあるのでしょうか。この金額の根拠の数字はあるのでしょうか。

■ 学校給食課長

これにつきましては、基本額が1人5,200円となっており、その基本額に小学校の在籍人数と11ヶ月分を乗じる計算になっています。それに、国の方が2分の1、県の方が2分の1と示されていたのですが、最終的に県からの要綱で、国の分もあわせてとなりました。

■ 岡寺委員

あと、歳出の方で10人設定と言われましたが、毎年そのくらいいらっしゃるのですか。

■ 学校給食課長

今現在、小学校の方の人数で6名対象者がいますが、年度途中の転入などで増えることもありますので、10名を想定しております。

■ 岡寺委員

それは保護者が準備されておられるのでしょうか。

■ 学校給食課長

給食を食べることができないということで、毎日ご家庭からお弁当を持って来られています。

■ 岡寺委員

給食で対応できないくらい難しいということでしょうか。

■ 学校給食課長

アレルギーについて本市で対応できるのは、卵と乳という2種類の除去食の対応はしております。アレルギーは一般的には29品目設定されておりますし、疾患等で学校給食を食べることが難しいお子さんがいらっしゃるということでございます。

■ 教育長

よろしいですか。他はいかがでしょうか。

それでは、議案第7号を決定いたします。

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等はございますか。

■ 岡寺委員

昨日、かるサポセミナーという会がありまして、部活動の地域展開の受け皿となる、いわゆるクラブチームなどの代表者が集まって話をするという機会がありまして、少し心配なことがあり、現状を知りたいと思いました。

セミナーの中では教育委員会はどうなのか、という意見を言う方もおられましたが、かるサポは文化振興財団が所管で、それとこれとは別なのだという話で切られてしまっていました。

現在は関わりがある過渡期だと思いますので、全く関係ないというところが気になりました。

その質問をされた方も、そういうことを聞いているのではないと言われておりましたので、8月で部活動がほぼ終わる予定だとは思いますが、今の現状や進行状況を知りたいです。

■ 教育部長

現状といたしましては、今おっしゃられたとおり、3年生の最後の大会後は、地域へ展開していくという準備を進めてきました。もう既に地域クラブ活動をされておられるところもありますが、本格的には最後の大会が終わってから、どのように活動されるかということで今は動かれていると思います。

文化系の地域クラブにつきましては、市では地域クラブ推進室が今年度からできており、教育委員会も含め、吹奏楽の特別教室の利用などセンターを通じた地域クラブへの支援等を行っております。教育委員会の取組といたしましては、今年度からコミュニティクラブの運営を運用開始しておりまして、このたびサポーターも採用して、本格的に展開できるように準備を進めているところでございます。

■ 岡寺委員

ありがとうございます。大変なこの事業ですが、いろいろな条件がそろわなくてできなくなる現状が差し迫ってきています。

過渡期でもありますので柔軟に対応していただけたらというのが正直な私の思いです。子どもたちからの感想を聞いたり、保護者からの感想を聞いたり、コミュニティクラブの現状がわかるものがあると良いです。

■ 教育部長

後で、子どもさんを対象にしたアンケート結果の報告を予定しております。

■ 松田委員

今の意見をお伺いして、やはり地域クラブに、教育委員会がどう関わるのかというイメージで語られる方が多いのではないかと考えています。対応する窓口はそれぞれにできていますが、地域の方からするとまだ部活のイメージが残っているので、それぞれの担当でもご配慮いただいて、円滑に進むようにいいと思います。

なぜ教育委員会や学校が関わらないのか、という雰囲気になってきています。そういう意味で適切な対応がされるといいと思いますし、岡寺委員もその点を心配されているのだと思います。

■ 教育長

他はいかがでしょうか。

それでは、これをもちまして令和8年第5回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委 員 _____

吉 本 妙 子 委 員 _____